

り扱う。ただし、輸入者が原産地証明書以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、その原産地証明書は有効として取り扱う。

ホ 文書による原産地に関する事前教示を取得している場合であって、申告貨物が当該事前教示を取得した貨物と同一であることが確認できる場合には、上記ハ及びニにおいて、輸入者が原産地証明書以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合として取り扱う。

(「災害その他やむを得ない理由」の意義)

8 の 2—7 令第 28 条ただし書《原産地証明書の提出猶予》及び令第 29 条ただし書に規定する「災害その他やむを得ない理由」の意義については、次による。

- (1) 「災害」とは、震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害で当該輸入者（その代理人を含む。）の責任によらないものをいう。
- (2) 「その他やむを得ない理由」とは、災害に準ずる理由をいう。

ただし、令別表第 1 の改正により特惠受益国が追加指定された場合で、指定後 6 か月以内において当該特惠受益国の原産地証明書の発給体制が整備される以前に輸出せざるを得ない事情があるものについては、「その他やむを得ない理由」に該当するものとして取り扱って差し支えない。

(輸入許可前引取りの承認を受けることを条件として承認を受けられる貨物の範囲)

8 の 2—8 令第 28 条ただし書に規定する関税法第 73 条第 1 項に規定する税関長の承認を受けることを条件として税関長の承認を受けられる貨物は、法第 8 条の 2 第 1 項に規定する特惠受益国又は同条第 3 項に規定する特別特惠受益国を原産地とする物品（ただし、法第 8 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定により政令をもって特惠関税の適用が停止された物品を除く。）とする。

(原産地証明書の提出猶予の承認申請手続)

8 の 2—9 令第 28 条ただし書の規定による原産地証明書の提出猶予についての税関長の承認の申請は、「特惠関税等に関する原産地証明書提出猶予申請書」(P—8200) 2 通（原本、承認書用）を提出することにより行わせ、承認したときは、猶予期間を記載し、うち 1 通（承認書用）に承認印を押なつて申請者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として 2 か月以内で適当と認める期間とするものとする。

(分割して輸入する場合の原産地証明書の取扱い)

8 の 2—10 1 通の原産地証明書に記載されている物品を分割して、逐次又は同時期に異なつた税関官署に対して輸入申告等をし、特惠関税等の適用を受け